

会議の 公開・非公開の別	公開	【開催日】令和6年6月3日（月）		
会議録の 公開・非公開の別	公開	【時間】10時00分～11時30分		
		【場所】岸和田市役所 新館4階 第1委員会室		
		【傍聴人数】0名		
【名称】令和6年度第1回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
○	○	○	○	○
《施設所管課》福祉政策課：田中課長、小笠原参事、西川担当主幹、中前主任 《関係課》庁舎建設準備課：上田参事、成子参事 《事務局》財務部：寺本部長 行財政改革課：滝石課長、金永担当長、甲地主任、上田主任				
【議題等】 1. 公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部改正について 2. 福祉総合センターにおける指定管理者の募集関係資料の審査 3. その他				
<u>1. 公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部改正について</u> 事務局より、運用指針の一部改正内容について、主な改正点を説明。 【質疑・意見概要】 委員：運用指針＜資料集＞申請書様式集における様式第3号①「指定管理業務に関する収支予算書」について、各科目の細目に金額の内訳を記載させる意図だと思うが、申請者が市の意図を汲みきれないのではないか。区切り線を追加するなどし、内訳金額を記載させる意図をより明確にしてはどうか。 事務局：一見して内訳金額を記載することがわかるよう修正を加えることとする。 委員：運用指針＜資料集＞年度事業計画書様式集における「職員管理体制計画書」及び年度事業報告書様式集における「職員管理体制報告書」について、改正の概要説明に「障害者雇用の計画（又は実績）がある場合は、当該職員を明示できるよう修正」とあるが、あくまで個人名を明示させるのではなく、担当業務を明示させるとの理解でよいのか。 事務局：お見込みのとおりである。公募時（又は非公募時）において指定管理者指定申請書を事業者より提出頂く際、障害者の雇用計画がある場合は、障害者雇用計画書を提出頂いているが、指定管理業務開始後は、その障害者雇用の実態がこれまで市で把握できていなかった。今回の改正は、年度開始前と年度終了後に指定管理者に提出頂く職員管理体制表において、障害者の雇用状況や従事業務を記載頂くことで、その実態を市で把握することが目的である。 委員：運用指針＜資料集＞年度事業報告書様式集における「労務管理チェックリスト」について、障害者雇用促進法改正に伴い段階的に引き上げられることとなっている「法定雇用				

率」及び「対象事業主の範囲」を、今回令和6年4月1日施行の数値に修正頂いている。次回の率等引き上げの施行日は令和8年7月1日となっているが、運用指針の改正は、施行日を見越し、4月に前もって改正とするのか。

事務局：今回と同様に改正案を委員会で諮らせて頂いたのち、7月改正で対応させて頂く想定である。

委員：運用指針＜資料集＞指定管理者候補者審査基準（案）非公募施設用の配点を変更することについて、意図をもう少し詳しく説明されたい。

事務局：令和5年度に実施した非公募施設における仕様書等審査の委員会において、町会等の地元団体を管理者として指名する場合は、サービス提供に関する職員の専門性よりも、コミュニティ施設としての維持管理をより重視すべきではないかとのご意見を委員より頂いた。このご意見を踏まえ、事務局で検討を行った結果、「（５）サービス向上のための取組み」の項目を現行 15 点のところ 10 点とし、「（４）施設・設備の維持管理の内容」の項目を現行 10 点のところ 15 点と、配点を見直したいと考えているものである。

委員：改正の概要説明に「地元団体等が管理者となる非公募施設は～」とある。この記述だと地元企業も範囲に含まれるといった誤った解釈をされる危険がある。「地域コミュニティ団体」と記載を改めるべき。

事務局：ご指摘のとおり語句を修正する。

委員：指名する相手方が地域コミュニティ団体ではなく、事情により法人等を非公募により指名する場合の審査基準の取扱いはどうに考えているか。

事務局：あくまで今回の配点変更を適用するのは、指名する相手方が地域コミュニティ団体の場合に限るものと考えている。審査基準は事務局から提示している「標準例」の位置づけであるため、事情により法人等を非公募により指名する場合は、施設や相手方の特性を考慮した配点に変更したうえで審査することを想定しており、この部分の運用の方針はこれまでどおりである。

委員長：他に意見がないようであれば、以上の指摘を踏まえた改正内容の微修正を前提に、公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部改正については了承ということで良いか。

各委員：（賛同）

委員長：公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部改正についての審議を終了する。

2. 福祉総合センター における指定管理者の募集関係資料の審査

施設所管課である福祉政策課より、福祉総合センターにおける指定管理者の募集関係資料に関して説明。

【質疑・意見概要】

委員：募集要項（案）10 ページ、「（ツ）その他添付書類」の 1 項めの規定に「法人等の定款（財団法人等の場合にあつては寄付行為の写し）」とある。財団法人等であっても、最近設立されている場合は根本規則を「定款」と呼んでいる（一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律）ことから、「法人等の定款又は寄付行為の写し」と改められたい。

事務局：ご指摘のとおり改めるものとする。

委 員：募集要項（案）12 ページ、「（7）財務状況の確認」において、指定管理者の財務関係資料を毎事業年度終了後に提出させる規定があるが、提出期限までの期間が未記載となっている。考え方を教えてほしい。

事務局：法人等の形態（株式会社、社会福祉法人、町会など）によって決算確定時期が異なることから、想定される申請者に応じて期間を設定（具体的には1か月～4か月程度の範囲を想定）することとしている。

委 員：施設概要書、仕様書、募集要項において、それぞれ施設概要を記載している項目に共通して「※指定管理範囲の敷地部分について、指定管理期間中に市の他の事業で活用する可能性があることに留意すること。」とある。具体的にどのようなことを想定しての記述なのか。

所管課：福祉総合センターの指定管理範囲外としている敷地部分は、市の新庁舎建設予定地となっている。新庁舎建設に伴い、指定管理範囲内としている部分についても、建築物の設置や工事車両など、何らかの影響がある可能性を考慮したものである。

委 員：募集要項3ページに記載されているネーミングライツ事業について、指定管理者にはネーミングライツサポーターの優先交渉権を付与するとある。仮に指定管理者がサポーターとなった際の市と指定管理者との費用分担の考え方が記載されているが、概算費用を提示する必要はないか。

事務局：単に愛称使用权を行使するのみである場合は特に大きな費用はネーミングライツサポーターに発生しないものと考えられるが、例えば愛称が記載された屋外看板を新たに施設に設置したりする場合は、比較的大きな費用が発生すると思われる。また、愛称が記載されたステッカーを施設の自動ドアや案内看板に貼り付けるといった場合は、屋外看板の設置に比べて安価となることも考えられる。このように、ネーミングライツサポーターがどのような方法を望むかにより、必要な費用も大きく変動することから、一概に概算費用を市から予め提示するのは難しいと考えている。

事務局：ネーミングライツを購入するかどうかは、指定管理者が選択することが出来る。また、ネーミングライツ獲得後の広告宣伝事業をどこまで実施するのかも、サポーターが自らの意思により判断できるものである。

委 員：岸和田市福祉総合センター条例第2条に定める福祉総合センターで実施する事業のうち、「高齢者及び障害者の健康相談並びに機能の回復及び維持に関すること」は、令和4年度の実績では岸和田市社会福祉協議会が実施しているが、これは市が委託事業で行っているものか。また、同条に定める「高齢者及び障害者を対象とした教養等の向上並びに生きがい及び仲間づくりに関すること」は指定管理者が実施するという理解でよいのか。

所管課：お見込みのとおりである。

委 員：仕様書9ページに令和4年度に開催した教養講座の実績が列挙されているが、市としてこのような講座を指定管理者に実施してほしいという意図で掲載しているものか。

所管課：あくまで実績を例示したものである。指定管理者には、列挙している講座にとらわれることなく、提案・実施頂ければと思っている。

委 員：列挙されている講座の参加人数の実績は市で把握しているのか。

所管課：把握している。

委 員：利用者アンケートは実施しているか。

所管課：実施している。

委 員：利用者アンケートの結果に基づき仕様書へ反映したものはあるのか。

所管課：現仕様書案に利用者アンケートの内容を反映したものはない。

委 員：利用者アンケートはただ単に取るだけでは意味がない。実施する教養講座の内容などに反映していくべきである。仕様書 10 ページにアンケート調査を実施させる項目が設けられているが、今後はアンケート内容のフィードバックについても検討されたい。

委 員：今後、指定管理料の上限を市で決定し示されると思うが、総務省から「指定管理料については物価上昇等を考慮した適正な委託料とされたいこと」が通知されているところ。岸和田市ではどのように捉えているか、考えがあれば聞きたい。

所管課：最も影響が大きいのは人件費であると考えている。令和7年度以降、年次的な人件費の上昇を見込んだ積算としており、光熱水費についても昨今の高騰状況を一定反映した積算としている。

委 員：それら以外の経費はどのように考えているか。

所管課：消耗品費、修繕費、講師報償費といったものがあるが、これらは特に上昇を見込んでおらず、横ばいで積算している。

委 員：妥当な金額となるようお願いする。

委 員：リスク分担表はどのように考えているか。

事務局：運用指針に定める標準例を使用する考えであると聞いている。

委 員：募集要項5ページに記載されている修繕費の年間上限額及び1件当たりの上限額の規定は、リスク分担表標準例における「経年劣化等による施設・設備・機器・備品等の補修、修繕等」に記載の上限金額にリンクしているとの理解でよいのか。

事務局：お見込みのとおりである。施設等の修繕については本来市の責任により予算執行するところ、予め定められた範囲であれば、指定管理料に計上されている予算から指定管理者が直接予算執行することで、迅速に修繕を行えるようにしているものである。

委員長：他に意見がないようであれば、特に大きな修正要望もないので、福祉総合センターにおける指定管理者の募集関係資料については了承ということで良いか。

各委員：（賛同）

委員長：福祉総合センターにおける指定管理者の募集関係資料についての審議を終了する。

3. その他

行財政改革課より、次回の岸和田市指定管理者審査委員会の予定に関して説明。

- ・令和6年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会は、秋ごろ開催を予定。
- ・議題は、公募により指定管理者候補者を選定する福祉総合センターの、プレゼンテーション及び候補者選定を予定。日程調整は近日中にメールで行うものとする。

委員長：ただいま事務局より報告のあったとおり、次回秋ごろ開催予定の令和6年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会は、申請事業者からのプレゼンテーション及び指定管理者候補者の選定を実施する。委員会では、申請者の秘密情報が含まれる可能性があることから、令和6年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会は非公開で実施すべきと考える。よろしいか。

各委員：（賛同）

委員長：次回秋ごろ開催予定の令和6年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会は、日程調整のうえ非公開で実施することとする。

以上